

池尻家御用留 喰い延べ食に関する通達

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保7年	1836	9月10日		牛蒡(ごぼう)の葉や蓬(よもぎ)が焼餅になる。作物の葉を食べること。	高木権平
天保7年	1836		食物食延しの儀に付京都にて板行に致し世上へ弘め候書付写し	雑炊の作り方、出穂のまま実入らない稲の調理法、蕎麦の調理法他。	
天保7年	1836	9月26日	神門郡稗原村忠兵衛と申者食用に相成候品考給試候由仕法左の通	槇どん栗飯、槇どん栗団子、榎(かし)の木実の食べ方、糠(ぬか)餅、琉球芋葉・蔓(つる)の食べ方。	高木権平
天保7年	1836	10月9日	すくも蕎麦藁とこり給様の法	すくも・蕎麦藁(そばわら)・とこりの調理法	高木権平
天保7年	1836	10月9日	かせ流行候節此薬を用て其煩をのかるへし	黒豆・みょうが他を使った民間風邪薬の作り方	高木権平
天保7年	1836	10月16日		すくも等の調理法。穀物を喰い延ばすこと。	高木権平
天保7年	1836	11月4日	覚	大麦・大豆等の調理法。	高木権平
天保7年	1836	11月13日	覚	ちがやの根の調理法。	高木権平
天保8年	1837	3月17日		粗食にし、いのこや荒布(あらめ)等の代用食で喰い延ばすよう、村浦町役人より指導すること。いのこ・がんとふ等の取り入れ高を報告すること。	高木権平
天保8年	1837	4月23日		去年の冬以来、口ば草を呑んで朦朧となる者が多い。菜種は出身地・人柄の確かな人物に売ること。	高木権平
天保8年	1837	5月2日		雑食で病気になったら、忍冬(スイカズラ)を煎じて飲むと毒消しになる。忍冬は茶として飲めば、食物の足しにもなる。	高木権平